

開催日時	令和6年10月10日(木) 14:00～15:00	開催方法	オンライン形式(Teams)
参加者	60名	講師	千葉大学 グランドフェロー・社会構想大学院大学 教授 池邊このみ氏

令和6年度第1回まちづくり講習会では、「みどりとまちづくり」～訪れたいまちになるために～をテーマとし、人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、今後のまちづくり・地域づくりを進めていく上での視点について、ご講演いただきました。

まちづくり講習会の様子をweb配信しています(YouTube)

●視聴用URL

<https://www.youtube.com/watch?v=SYU0vdnaA9Y>



【まちづくり講習会の内容について】

まちづくり講習会の内容については、まちづくり情報誌「まちづくりかわら版」第3号でもご紹介しています。

[まちづくり講習会 みどりとまちづくり\(PDF:約1.3MB\)](#)

【質問へのご回答】

令和6年度第1回まちづくり講習会の内容に関してご質問いただきましたので、講師の池邊先生にご回答いただきました。

質問1.

色々な事例を様々な視点でご説明いただき、ありがとうございました。  
市民にもっと花や緑に関心を持っていただきたいと思います。きっかけづくりをどのようにしたらよいのか。アドバイスをお願いします。

回答1.

契機としては、見ていただく、参加いただく、という2つの場合がありますが、どちらにせよ、注目を浴びる植栽を提示することが必要です。

ただ、通常の花壇のような植栽をするのではなく、人々の眼を惹く、特徴的な植栽を提示する、あんな植栽があったら素敵な空間になる、自分たちの自宅や公共施設、商業施設においてもやってみていただきたいと思います。そして、そのような植栽があったら良いと思う市民に対して、講習会などを通じて実際に行っていただく機会をもつことも重要です。また講習会の場もできれば、人の眼に触れる公共施設前の広場や大規模商業施設、道の駅などの

前など、多くの人の眼にふれるところで実施することも効果的です。またこれらの講習会は、開催者側から提示する日時だけでなく、一定人数であれば当日参加もできるようにするなど、参加しやすい環境が必要です。さらに、希望があれば、自治会や商店会、一定人数の有志などが集まれば、講習会の申し込みをできるようにすることも必要です。

実際の植栽の時間は1時間程度の短い時間として、簡易に作成していただいた植栽は、開催場所で作品として提示または、持ち帰っていただくようにすることも可能です。作品として提示する場合は、自身の植えた苗がそこに置かれることによって、その後の成長を見守っていただくことが可能ですし、持ち帰っていただく場合には、地域や商店会でこんな講習会に参加してこんな植栽ができたということアピールしていただくことが可能になります。講習会は、できれば、定期的に開催し、2回目以降の方にも継続的にご参加いただくことも必要で、それにより、そこに集まる方々によって将来的に自主管理をしていただくことが可能ですし、コミュニティ花壇のような位置づけともなります。昨今では、CSRやSDGsの観点から、大規模商業施設の敷地の一部を提供いただくことや、道路に面した事業所、工場などの敷地の一部をご提供いただくことも可能です。また、敷地の提供ができない場合には、苗やプランター、植栽用具などの資金提供をいただき、企業名などを提示することも効果的で、実際、他府県では公共の花壇スペースに企業名を提示し、一般市民の方に植栽していただいている事例もございます。

また、講習会のアピールという面では、季節にあったリースや軽量のハンギングフラワーなどを作成することも、多くの人に簡易に参加していただき、持ち帰って玄関などに飾っていただくことで話題としていただくことも可能です。

いずれの場合も、従来のいわゆる花壇とは異なる人の眼を惹く植栽としていただくことや、1回の講習会で終了してしまうのではなく、同じ場所で複数回開催していただくことで、メンバーが顔なじみになることなどが必要となります。

また、大規模商業施設、事業所などで実施する場合には、社員の方にも参加いただくことも、必要です。こちらもCSRやSDGsの一環として参加していただくことが可能になっているはずです。

## 質問2.

大変きれいな写真を使ってのご説明ありがとうございました。  
駅前広場や公園、公共施設などへのガーデニングを市民参加で行いたいと思いますが、どのような取り組みをしたらよいか、ご助言願います。

## 回答2.

上記のような場所で、市民参加で実施する場合には、ワークショップなどを実施し、集まった市民の方々が、どのような植栽をしたいと思っているかを十分時間をかけて、合意形成をしていただくことが必要です。

ただ、この場合でも、植栽の意図を公共施設や公園のイメージを変えることを意図していることを事前に提案し、こんな素敵な公園になった、広場になったという市民の方々からの賞賛や注目をいただくことで、継続性とより多くの市民の方々の参加を促すとともに、自分たちの地域の公共施設や公園でもやりたいという声をだしていただき、その意見をきちんと取り入れ、複数の地点で実施できるようにしていくことも必要です。多くの地点で実施できるようになったら、コンテストなどを実施していただき、より多くの人の参加や継続的な参加を促すことが必要とされます。

## 質問3.

色々な事例を様々な視点でご説明いただき、ありがとうございました。  
市民にもっと花や緑に関心を持っていただきたいと思います。きっかけづくりをどのようにしたらよいか。アドバイスをお願いします。

## 回答3.

耕作放棄地は、多くの地域で問題となっていますが、ブロークンウィンドウズ理論が示すように、放棄地が一つでもあるとどんどん廃棄行為が進んでしまうこともよくいわれることです。

第一段階としては、まずは、耕作放棄地の所有者の同意を得て、廃棄物を取り除くこと、第二段階としては、耕作放棄地の雑木、雑草を取り除くことが必要となります。この廃棄物の撤去、雑木の伐根、雑草の取り除くことについては、植栽をすることよりも、費用が必要となります。撤去や伐根の費用が出せない理由により、放置されている場合が多いのが現状です。その場合には、撤去したあとの用地について協定等を結ぶことで、草本の植栽の場所として活用することに同意していただき、3年以上公共利用を許可していただくことが必要になります。また、この場合の費用は、先ほど提示したCSR や SDG s の必要やふるさと納税、クラウドファンディングなどをプラスすることでより多くの主体の参加を促すことが必要です。ここで、3年以上としているのは、廃棄物の撤去、雑木の伐根、雑草の撤去などをした状態になったら、土地所有者が農業利用や施設設置、太陽光発電など利用等、自身で利用したいというようなことがないようにするためのもので、廃棄整地行為を他者の資金を利用して実施した場合には、最低3年は、公共の利用をさせていただくという合意をし、協定書などを交わしていただくことが必要です。

その後、その耕作放棄地の広さ、起伏、周囲の土地利用などを考慮して、道路などからの一般市民の目線からみた景観効果を考慮した景観植栽を実施することが必要です。この場合においても、所有者の継続的利用が保持できるように、できるだけ視線に入りやすい景観植栽を実施すること、また、景観植栽は、多年草とし、雑草の入りにくいものとするなど配慮が必要です。廃棄物が撤去され、植栽されることで、景観的な効果のみならず、治安面での貢献も大きいと思われます。沿道から見えにくい場所においては、草本であっても丈の高い植物などを植栽することでアピールできることが必要です。